

「ちばのキラリ」ロゴマーク使用方法

①ロゴマークのサイズは3 cm以上での使用とする。ただし、管理者が認めた場合は、これよりも小さいサイズで利用できる。配置は任意とする。

※別に定める「デザインの使用ルール」を参照すること。

②表示事項

- ・製品への地域特性等の活用を明記するため、「ちばのキラリ」ロゴマークは、千葉県の特産物等を活用した商品に付けられています。」等と表示すること。
- ・食品関連の商品に使用する場合は、「ちばのキラリ」ロゴマークは商品の品質を保証するものではありません」等と表示すること。

<用途>

用途1：地域特性等を活用した商品及び販売に係る個別の包装・パッケージ

（例）商品の包装 等

用途2：用途1以外で、地域特性等を活用した商品の活用促進・知名度向上を目的とした資材・景品等で販売しないもの （例）のぼり、ポスター、チラシ 等

用途3：地域特性等を活用した商品の活用促進・知名度向上を目的とした広告

（例）ホームページ、雑誌等への広告掲載 等

<使用例>



※レイアウトは
任意です。



- ・完成品は速やかに産業振興課に提出してください。
（写真可、メール可） ※県HPに写真を掲載しています。
- ・使用許諾期間は2年以内となります。引き続きロゴマーク使用する場合には、使用許諾期間の終了前に再度の許諾が必要です。